

令和8年度
こども家庭庁「母子保健デジタル化等実証事業」に係る奈良県との共同提案者募集説明書

奈良県地域創造部こども・女性局
こども・女性課

令和8年度 こども家庭庁「母子保健デジタル化等実証事業」に係る奈良県との共同提案者募集への応募希望の企業等(以下「事業者」という。)は、本説明書に従って必要書類を作成し、提出してください。

1 概要

(1) 件名

令和8年度 こども家庭庁「母子保健デジタル化等実証事業(以下「本件」という。)」に係る奈良県との共同提案者募集(以下「本募集」という。)

(2) 期間

採択決定日 ～ 令和9年3月末を想定(こども家庭庁実証事業スケジュールに準拠)

(3) その他

詳細は、別添「実施内容想定」のとおりです。

2 本募集に参加するものに必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この本募集に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q2電算業務に登録をしている者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

3 提出書類

公募に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

(1) 参加申込について

- ① 参加表明書(様式1) 1部(10.5pt 以上で 5 ページ程度とする)
- ② 事業者の概要、体制説明書(様式2) 1部

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県こども・女性局こども・女性課こども・若者支援係(県庁本庁舎主棟3階)

電話番号 0742-27-8603(ダイヤルイン)

4 申込について

(1) 提出期限

令和8年 8 月3日(月) 正午まで

(2) 提出方法

奈良スーパーアプリにより、提出してください。提出先は URL のとおりです。いかなる理由についても、期限を過ぎた書類は受け付けません。

【URL】

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03fB00000nNKQ2&entry=1>

(3) 提出書類

「3(1)参加申込について」に記載の書類一式

(4) その他

- ① 作成及び提出に係る費用は事業者の負担とします。
- ② 提出された書類一式等は参加者の確認以外には提出者に無断で使用しません。
- ③ 提出された書類一式等は返却しません。

5 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「2 本募集に参加するものに必要な資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

6 審査結果の通知及び公表

審査結果については、奈良県との共同提案者の決定後、参加したすべての者に書面で通知します。

7 契約書作成の要否等

採択決定後、協定書、契約書等を作成することを要します。こども家庭庁等との契約に係る費用や協定書、契約書等の作成に要する費用については提案者による負担とします。

8 共同提案に係る協定の不締結

次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、協定を締結しないものとします。

- (1) 提案者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。))に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。))において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 協定・契約の解除

協定・契約締結後であっても、次に該当する場合には解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 提案書等の提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき
- (2) 契約者に重大な瑕疵があるとき
- (3) 契約者に業務遂行の意思が認められないとき
- (4) 契約者に業務遂行能力がないと認められるとき
- (5) 契約者について 8 の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき(なお、8 の(1)、(3)、(4)及び(5)中「提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。)

10 その他

- (1) 本募集は、こども家庭庁の「母子保健デジタル化等実証事業」での実施を想定しており、奈良県がこども家庭庁事業へ応募することを前提とした共同提案者募集です。県による単独発注ではないため、不採択となった場合は、実施しません。また、こども家庭庁の実証内容・予算・スケジュール変更により、業務内容が調整される可能性があります。
- (2) 個人情報・セキュリティ・知的財産の取扱いについては、こども家庭庁実証事業仕様書に準拠します。
- (3) 本募集では、書面の不備などのみを確認する「形式審査」を行います。参加申込に係る提出書類に関する評価はしません。提出内容について、県から質問・確認を行うことがあります。今後、こども家庭庁の公募状況等が明らかになった際に、本件に参加申込を実施した者に対して、提案書の提出を求める場合があります。
- (4) 県が令和9年度以降に予定している「電子母子手帳の共同化」に係るシステム構築は、本件とは別に調達を行う予定のため、本募集の結果を以てシステムベンダの確定を約束するものではありません。